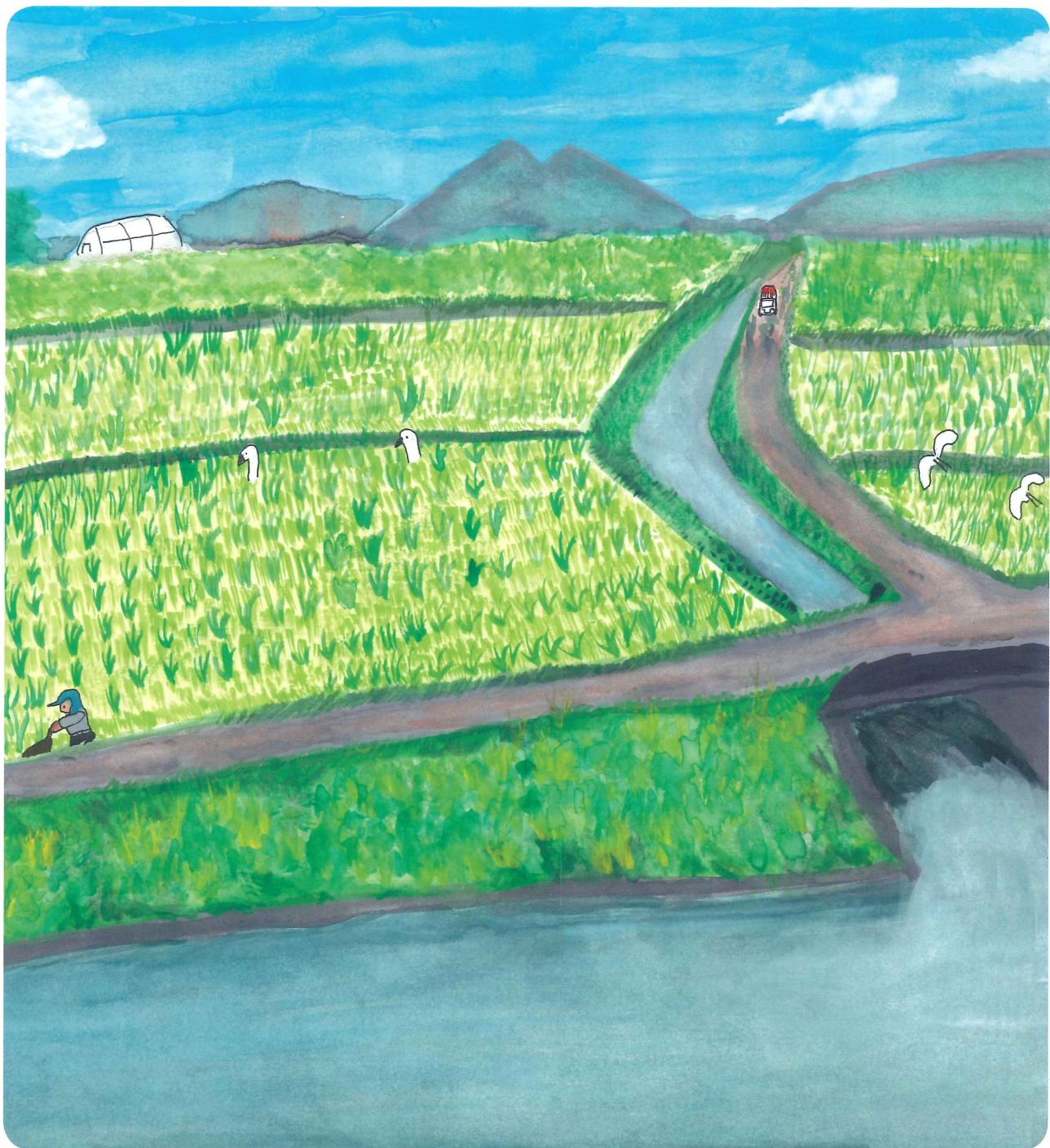




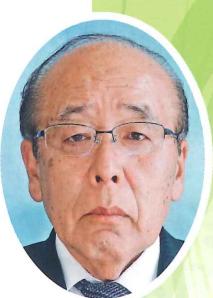
第 51 号

発行所 水土里ネット新利根川
新利根川土地改良区
稻敷市幸田3542
TEL 0299-79-2417(代)
FAX 0299-79-2357
編集兼
发行人 理事長 長坂太郎
印刷所 株式会社タナカ



改良区の概要／地区面積：5,712ha 組合員数：4,284名 総代：78名 理事：17名 監事：5名 職員：14名

ごあいさつ



新利根川土地改良区

理事長 長坂 太郎

一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

組合員の皆様には、日頃より新利根川土地改良区の円滑な運営等に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去年十月の豪雨では、二十四時間体制で排水作業に取り組みましたが、計画排水量の二倍の降雨量であつたため、湛水被害が発生しております。近年の気候変動による大雨の発生回数は著しく増加傾向にあるため、関係市町と協議し、防災・減災対策に努力の皆様に書面議決にご協力

いただき、最小規模で開催いたしました。また、全議案が可決承認されました。大変な状況の中、高橋議長はじめ、ご出席いただいた総代の皆様に感謝申し上げます。

さて、昨年も各地で台風による被害が発生し、被災された地域の皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、施設は着工から三十八年が経

過し、施設の老朽化の進行や農家の高齢化、担い手の減少の変化の中で、これまでに整備された水利施設を有効に活用していくためには、計画的、効率的な大規模補修・更新等の実施が重要となつてきております。国費全額負担による、機能診断業務・広域基盤整備調査・地域整備方向検討調査等により、将来の地域の営農形態を含めた計画が検討されているところです。今後、関係機関と協議を重ね、さらに

協議し、防災・減災対策に努めてまいります。

令和元年度に西の洲第一機場の完成を以て、昭和五十六年着工の第二回目の国営事業

これららの調査計画を進めると同時に将来発生する負担に対する備えが必要であると考えております。

土地改良事業は労働力の確保や機械の購入と同じく、農業経営の長期的な見通しの中

で成り立ちます。そのためには地域の農業所得の拡大や農地集積による安定経営、雇用

を確保していくことが何よりも重要です。関係機関と連携し、担い手の確保と高収益農業の推進を図つていきたいと考えております。また、事業の実施までには地域の合意形成を含めて相当の時間と労力を要します。

組合員の皆様にも、地域農業・農村の将来についてご検討頂く機会がさらに増えてくることと思います。

現在、農業だけでなく社会全体が大きな変化と閉塞感の中にあります。不透明な時代の中にこそ、地域の農業に新たな可能性が求められているように感じております。地域

農業と組合員の皆様の負託に応えるべく役職員一丸となつて取り組む所存でございますので、なお一層のご理解とご協力お願い申し上げます。最後に、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。





稻敷土地改良事務所の金
(こん)でございます。昨年
度に引き続き、どうぞよろし
くお願いいたします。

新利根川土地改良区の皆様
には、日頃より、本県の農業
振興並びに農業農村整備事業
の推進について、暖かいご理
解とご協力を賜っており、心
より御礼申し上げます。

昨年は、台風十五号・十九
号・二十一号など度重なる暴
風雨・豪雨により、県内の農
地・土地改良施設は甚大な被
害を受けました。

幸い稻敷土地改良事務所管

内での土地改良施設の被害はわ
ずかでありましたが、台風
十五号ではパイプハウスなど
の農業用施設が大きな被害を

受けました。被災された皆様
に心よりお見舞い申し上げま
す。

また、皆様ご存じのとおり、
新型コロナウイルスの感染拡
大に伴い、本県は改正特措法
に基づく緊急事態宣言におい
て、特定警戒都道府県の一つ
に指定されました。農業者の
皆様は、日頃より国民への食
料の安定供給等に重要な役割
を担つておられます。感染
の流行を早期に終息させるた
め、引き続き、厚生労働省、
県、保健所等からの情報に基
づき、予防対策を徹底してい
ます。

さて、近年の農業農村の情
勢につきましては、農業従事
者の高齢化や耕作放棄地の大
過疎化など、様々な課題

に直面しております。
こうした課題に対応するた
め、県では農地の大区画化や
扱い手への集積・集約化によ
り生産コストを縮減させること
や、水田の汎用化により野
菜などの高収益作物を導入し
て販売額を増加させることな
ど、基盤整備（土地改良）を
契機に農業所得の向上につな
げ、「儲かる農業」を実現す
ることを目指しております。

また、農業農村整備としま
しては、この「儲かる農業」
を目指す水田・畑の整備のほ
か、新利根第一機場地区をは
じめとする老朽化した農業水
利施設の長寿命化対策や防
災・減災対策の強化、さらには、多面的機能支払交付金を
活用した農地や用排水路等の
保全活動の拡大等を積極的に
進めています。

当事務所としましても、地
元負担の軽減や事業効果の早
期発現に配慮しながら計画的
に基盤整備を進め、管内の農



「あいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会

所長川松秀樹

要不急の外出自粛要請がありました。そのため土浦・稻敷管内連絡協議会合同で開催予定をしておりました複式簿記の研修会が二回延期になつてしましましたが、今後の状況を鑑みて開催時期を決定し、通知を差し上げたいと思いま

す。

四月の定期異動によりまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました川松でございます。

どうぞよろしくお願ひ致しま

長坂理事長をはじめ、新利常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

前に検温を行い、こまめな手洗い・アルコール消毒、定期的な換気、三密（密閉・密集・密接）を避けて業務を行つておられます。会員の皆さんにはご不便・ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力の程よろ

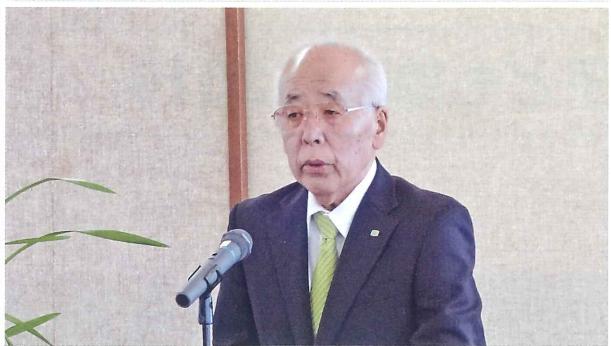
近くお願いいたします。

問題が出てきております。本会では会員の法律上の問題・法的紛争について平成二十年度より顧問弁護士が相談に応じ、意見を述べ、土地改良事業の円滑な推進と会員の組織運営基盤の強化に資することを目的として顧問弁護士制度を導入致しました。延べ十二年間で一七五件の相談があり、今後ともこの制度を利用いたしまして土地改良区の組織の適切なる運営に利用していくだけだと思います。

昨年は異常気象がもたらす度重なる豪雨、台風などで県南地域五市にも土地改良施設の冠水や農地及び水路への土砂流入等の被害がありました。国土強靭化の観点からも農村地域の防災力を向上するための防災・減災対策は喫緊の課題であるため、農業用水利施設の計画的な保全管理が必要であります。また、本県の農業水利施設においても耐用年数を超過した施設も多く、老朽化した施設の更新整備補修に対する費用の増加や機能低下により土地改良区の業務運営に影響が出ております。本当に影響が出でても、土地改良区は地域農業を守る最後の砦であるということを踏まえ、行政と連携を図りながら、会員の皆さまと一緒にやっていきたいと思いますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。





議長

高橋

衛
(金江津地区)
総代

令和二年三月十九日 当改
良区において総代会が開催されまし
た。新型コロナウイルスの影響により、初めて書面
議決が採用されました。総代
定数七十八名の内、七名が出
席され六十九名が書面を提出
されました。審議の結果、提
出された議案すべてが原案通
り可決及び承認決定されました。

第一六七回 通常総代会を開催

【決議された議案】

議案第1号

令和元年度新利根川土地改良区一般会計第二次収支
補正予算について

議案第2号

令和元年度特別会計基本財産積立金第二次収支補正
予算について

議案第3号

令和元年度特別会計償還準備積立金収支補正予算に
ついて

議案第4号

令和2年度新利根川土地改良区一般会計収支予算につ
いて

議案第5号

令和2年度新利根川土地改良区一般会計収支予算に伴
う政策金融公庫資金借入れについて

議案第6号

令和2年度新利根川土地改良区一般会計予算内一時借
入金について

議案第7号

令和2年度新利根川土地改良区余裕金の預入先金融機
関について

議案第8号

令和2年度新利根川土地改良区役員の報酬・手当・旅
費等について

議案第9号

令和2年度特別会計基本財産積立金収支予算について

議案第10号

令和2年度特別会計財政調整積立金収支予算について

議案第11号

令和2年度特別会計償還準備積立金収支予算について

議案第12号

令和2年度特別会計機材償却積立金収支予算について

議案第13号

令和2年度特別会計土地改良施設整備基金積立金収支
予算について

議案第14号

令和2年度特別会計退職給与積立金収支予算について

議案第15号

令和2年度特別会計役員退任慰労積立金収支予算について

議案第16号

令和2年度特別会計基幹水利施設管理事業収支予算に
ついて

議案第17号

令和2年度特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時
借入金について

議案第18号

令和2年度特別会計償還金収支予算について

議案第19号

令和2年度新利根川土地改良区経常賦課金、県営灌排
賦課金賦課率及び徴収期限について

議案第20号

令和2年度特別会計償還金賦課率及び徴収期限について

議案第21号

新利根川土地改良区定款の一部改正について

議案第22号

新利根川土地改良区役員選挙規程の一部改正について

議案第23号

新利根川土地改良区総代選挙規程について

議案第24号

新利根川土地改良区利水調整規程について

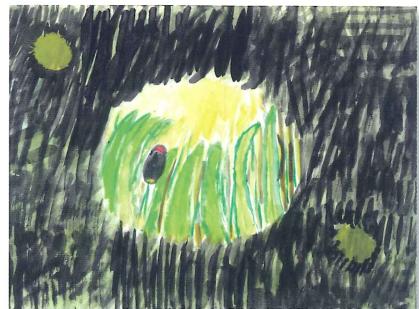
議案第25号

新利根川土地改良区規約の一部改正について

議案第26号

新利根川土地改良区諸規程の一部改正について

ふるさとの田んぼと水子ども絵画展 2019



小学生以下を対象にした「ふるさとの田んぼと水子ども絵画展 2019」が全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）／都道府県水土里ネット（都道府県土地改良事業団体連合会）主催により行われ、管内の小学校より10作品の応募がありました。

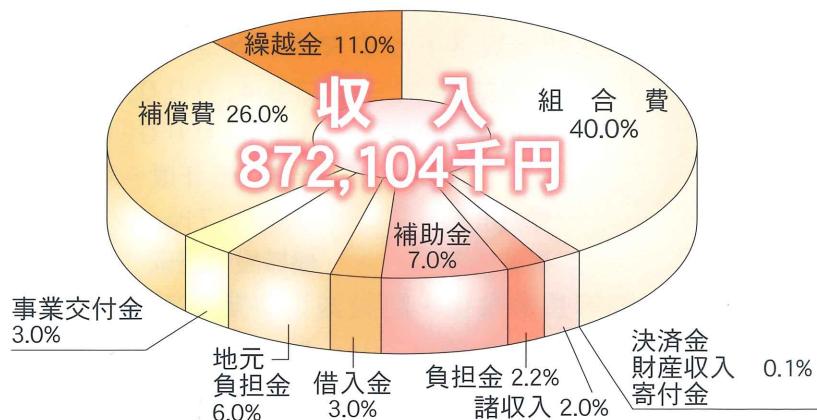
「新発見！ぼくのわたしのふるさと」をテーマに、自由な画材の中から描いていただきました。普段、小学生がどのような視点で自然と農業を見守っているかが上手に表現されていると思います。今回入賞作品はありませんでしたが、今後も絵画展などが実施された際には作品をお待ちしておりますので、ぜひご応募ください。全国の入賞作品などはこちら [【http://agrinext.jp/kidsmuseum/index.html】](http://agrinext.jp/kidsmuseum/index.html) でご覧になれます。

令和2年度 予算のあらまし 一般会計 収支共 872,104千円

■一般会計予算

●収入

項目	金額(千円)	割合(%)
組合費	353,128	40.0
決済金	300	
財産収入	10	0.1
寄付金	1	
諸収入	18,702	2.0
負担金	19,433	2.2
繰入金	5	0.0
補助金	60,000	7.0
借入金	25,403	3.0
地元負担金	49,971	6.0
事業交付金	24,930	3.0
補償費	227,700	26.0
繰越金	92,521	11.0
計	872,104	100.0



●支出

項目	金額(千円)	割合(%)
事務費	145,263	16.0
徴収費	3,301	0.4
維持管理費	188,856	22.0
事業促進費	1,400	0.1
財産費	34,933	4.0
負担金	26,756	3.0
返納金	1	0.0
分担金	25,404	3.0
事業費	362,599	42.0
総代選挙費	2,325	0.2
予備費	5,000	0.5
繰越金	76,266	8.8
計	872,104	100.0

■特別会計予算

会計名	予算額(千円)	内容
基幹水利施設管理事業	238,252	国営施設の管理（稻敷市より受託）
償還金	353,622	県営灌排・団体営事業等償還

令和2年度事業の 実施計画

1. 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1機場地区

総事業費	394,000,000円
本年度予算額	180,000,000円
工 期	平成26年度～令和4年度
受益面積	556.7ha
事業内容	機械設備整備 一式

2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸8期地区

事 業 費	66,000,000円
工 期	令和2年度
受益面積	5,712ha
事業内容	排水路護岸整備 機械設備整備 一式

3. 農業生産基盤整備事業 清水地区

事 業 費	26,800,000円
工 期	令和2年度
受益面積	8.8ha
事業内容	排水路護岸整備 L = 304m

4. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

管理受託費	238,250,000円
工 期	令和2年度
受益面積	5,660ha
事業内容	機械設備整備 一式 電力料その他 一式

5. 土地改良施設維持管理適正化事業 本新用水機場

事 業 費	30,470,000円
工 期	令和2年度
受益面積	213.7ha
事業内容	機械設備整備 一式

6. 市道（東）2-11号線補償事業

事 業 費	227,700,000円
工 期	令和2年度
受益面積	1,112.6ha
事業内容	国営幹線用水路布設替 L = 49.1m

7. 調査設計業務 野田奈川・十三間戸・西代用水機場・十平用水機場

負 担 金	3,500,000円
工 期	令和2年度
事業内容	事業計画策定 機能保全計画策定



令和元年度事業の実施状況

◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 新利根第1機場地区

- ▲事業費 65,000,000円
- ▲受益面積 556.7ha
- ▲事業内容 電気設備整備工事・
ポンプ付帶設備整備工事

◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ▲管理受託費 229,820,000円
- ▲受益面積 5,660ha
- ▲事業内容 十余島排水機場除塵機整備工事
他6件、電力料

◆農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸7期地区

- ▲事業費 86,600,000円
- ▲受益面積 5,712ha
- ▲事業内容 伊崎支線排水路護岸工事他5件

◆農業生産基盤整備事業 西の洲・新田地区

- ▲事業費 114,250,000円
- ▲受益面積 西の洲：52.9ha 新田：10ha
- ▲事業内容 西の洲第1機場建設工事
新田地区排水路護岸工事



西の洲第1機場



十余島排水除塵機整備

◆土地改良施設維持管理適正化事業 第39期生

- ▲事業費 22,990,000円
- ▲受益面積 9.3ha
- ▲事業内容 尾島第1機場ポンプ設備整備工事



西の洲第1機場

◆市道(東)2-11号線補償事業 新利根川地区

- ▲事業費 41,750,000円
- ▲事業内容 パイプライン移設及び付帯工事

◆調査設計業務 野田奈川地区・十三間戸地区

- ▲業務内容 事業計画策定

**平成30年度
収支決算報告**

収入済額 2,133,252,150 円也
 支出済額 1,261,507,626 円也
 差引残高 871,744,524 円也 (次年度へ繰越)

一般会計

▼収入

項目	決算額	摘要
1) 組合費	346,740,488	徴収率98%
2) 決済金	1,548,380	農地転用決済金
3) 財産収入	13,800	農林中金、県信連出資配当金
4) 寄付金	0	
5) 諸収入	50,314,248	未収賦課金、他目的使用料、機材使用料
6) 負担金	27,468,526	事務受託費、市負担金
7) 繰入金	604	特別会計より
8) 補助金	92,475,000	国費補助金、県単事業補助金、市補助金
9) 借入金	566,000	政策金融公庫より 新利根第1機場地区
10) 地元負担金	108,499,110	特別会計より、西の洲外3地区分
11) 事業交付金	13,230,000	維持管理適正化事業 脇川機場
12) 補償費	61,308,360	稲敷市より受託
13) 繰越金	56,496,052	前年度より
収入合計	758,660,568	

▼支出

項目	決算額	摘要
1) 事務費	140,146,711	報酬、俸給、手当、事務所営繕費外
2) 徴収費	2,130,359	納付書等郵送料、口座振替手数料
3) 維持管理費	165,425,710	電力料、施設管理費外
4) 事業促進費	641,348	広報費外
5) 財産費	36,408,500	特別会計へ
6) 負担金	24,925,950	基幹水利事業負担金外
7) 返納金	0	
8) 分担金	577,500	茨城県へ 新利根第1機場地区
9) 事業費	282,001,510	基盤整備、県単、適正化、補償事業等
10) 予備費	0	
11) 繰越金	106,402,980	次年度へ
支出合計	758,660,568	

特別会計

会計名	収入済額	支出済額	差引残高
1) 基本財産積立金	317,689,524	108,499,110	209,190,414
2) 償還準備積立金	297,808,765	221,000	297,587,765
3) 財政調整積立金	28,471,391	0	28,471,391
4) 機材償却積立金	31,156,984	0	31,156,984
5) 土地改良施設整備基金積立金	52,754,261	0	52,754,261
6) 退職給与積立金	58,306,682	32,142,296	26,164,386
7) 基幹水利施設管理事業	222,930,604	222,930,604	0
8) 償還金	365,473,371	245,457,028	120,016,343

◆令和元年8月9日開催の臨時総代会で承認されました。◆

◀ 平成 30 年度 賦課金の徴収状況 ▶

会計名	調定額	納入済額	未納額	未納者数	徴収率
賦課金	353,313,370	346,469,605	6,843,765	130	98.1%
償還金	256,239,120	250,736,831	5,502,289	120	97.9%
合計	609,552,490	597,206,436	12,346,054	135	98.0%

平成 30 年度 財産目録

令和元年5月31日調製

【資産】

単位:円 【負債】

単位:円

摘要				金額	摘要		金額
流動資産				984,489,315	長期負債		656,753,442
	現金及び預金	現金	一般会計	28,048		長期借入金	日本政策金融公庫
		預金	一般会計	83,488,329		常陽銀行	32,093,006
			特別会計 償還金会計	120,016,343		筑波銀行	60,043,804
	未収金	未収賦課金	一般会計	45,461,327		平準化資金(JA稻敷)	49,810,000
			特別会計 償還金会計	63,780,759		J A 稲敷	945,000
			国営事業償還金	25,530,680			
	特定資産	各種積立金		645,325,201			
		出資金等		858,628			
固定資産				30,698,931	短期負債		26,164,386
	土地			20,891,435		引当金	退職給与積立引当金
	建物			3,072,289			退任慰労積立引当金
	備品			6,735,207			
	資産合計			1,015,188,246		負債合計	



総代視察研修報告

- ◆期　　日 令和元年10月11日(金)～10月12日(土)
- ◆視　　察　地 宮城県　名取土地改良区
- ◆視　　察　内　容 「東日本大震災からの復興状況」について
閑上(ゆりあげ) 排水機場視察



お知らせ

『総代選挙』来春に

現総代の任期が令和3年2月22日をもって満了となります。それに伴い、総代選挙が来年2月に執行される予定です。

選挙人名簿の調整を行いますので、組合員に変更があった場合は、速やかに改良区へ組合員資格喪失通知による届け出をされる様お願いいたします。

次期総代の任期は令和3年2月23日～令和7年2月22日迄となります。

◆令和2年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

前 期			
種類	賦課率 (1,000m³当たり)	発行年月日	徴収期限
経常賦課金	田 3,150円 畑 1,050円	令和2年6月1日	令和2年6月30日
後 期			
種類	賦課率 (1,000m³当たり)	発行年月日	徴収期限
経常賦課金	田 3,150円 畑 1,050円	令和2年9月1日	令和2年9月30日
県営灌排水賦課金	田 4,000円 畑 2,660円		

土地改良法第37条 新利根川土地改良区定款第30条により延滞金が発生いたします。

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

■令和2年度 償還金賦課率一覧表

令和2年9月1日発行

地区名		1,000m³当たり賦課率		償還完了年度	地区名		1,000m³当たり賦課率		償還完了年度		
56	伊崎土地総	排	円一	R5	62	十余島Ⅲ期土地総	暗	400	R5		
		1支	—				排	—			
		暗	—				暗	2,120	R5		
		パ	—				佐パ	490			
57	十余島Ⅰ期土地総	排	—	R5	64	東中央土地総	排泥	120	R7		
		暗	—				暗	—			
59	十余島Ⅱ期土地総	排	—	R5	66	金江津Ⅱ期土地総	排	2,990	R11		
60	東村西部	ほ	—	R5			パ	210			
		護岸	—				護床	90			
		護床	—				暗	1,530			
		パ	—	71	八筋川開拓	ボ	1,500	R11			
61	金江津Ⅰ期土地総	支排	—	R5	「—」の地区と工種は徴収が完了しました 徴収期限 令和2年9月30日限り						
		清支	—								

STOP ヤミ耕作

茨城県マスコット ハッスル黄門

農家の皆さんへ。こんな農地はありませんか？

- 昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して(借りて)いる。
- 手続きがめんどくさいからヤミで貸して(借りて)いる。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。

地主

賃借料をもらっているので文句が言えないな～

- 農地を返してほしい時に返してくれるか不安だ
- 離作物を請求されたらどうしよう
- 相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう

借り手

農地を荒さないよう耕作しているのに何が問題なんだろう？

- いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ
- 相続が発生したら誰から借りているのかわからなくなる

茨城県マスコット
ハッスル黄門

農地の賃借権の時効取得って 知っていますか？

市町村・農業委員会への手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条により所有権以外の財産権の取得時効の訴えがあれば、賃借権が借り手に取得される場合があります。

また、農地を返してもらう場合には、借り手の同意が必要であり、離作料等を請求される場合があります。

| このようなトラブルを無くすためには |

まず、農地の貸し借りは、必ず市町村・農業委員会への手続きをしましょう。

- 公的機関【市町村・農業委員会・茨城県農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）】が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、確実に地主に農地が返ってきます。

その際には、茨城県農地中間管理機構を積極的に活用しましょう。

- 要件にあれば、メリット措置として機構集積協力金（平成30年まで）が交付されるほか、機構関連農地整備事業などの関連事業を活用することができます。

う~ん。
なるほど、安心だ！

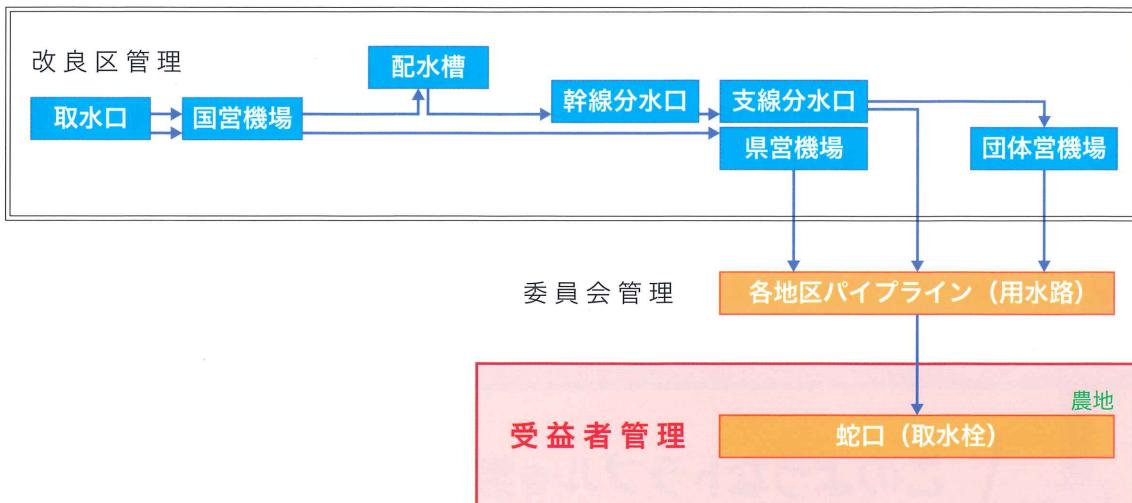
ご相談は、市町村・農業委員会事務局へ
農業委員・農地利用最適化推進委員がお伺いします。



◆維持管理区分◆

国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理は改良区が、県団体営機場については、整備を改良区が行い、操作及び日常の点検管理・清掃等を地区管理委員会に委託しております。又、地区的用水路（パイプライン）・小排水路等は管理委員会が、取水栓（蛇口）落水工・暗渠排水等は、受益者の管理となっております。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路（パイプライン）受益者等管理の取水栓（蛇口）等に枝分かれしながら水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ支線排水路・幹線排水路を経由して、遊水池に集り溜まった水を、排水機場によりポンプアップして一級河川等に排水しております。

**当改良区は原則として施設末端（蛇口）まで管理しておりません。
用排水に関するご相談は、まずは各地区管理委員会へお願いします。**

令和2年度 管理委員長名簿

系統	施設名	地区名	管理委員長	系統	施設名	地区名	管理委員長
十余島用 水機場	本新用水機場	上之島	坂本 隆志	排水	平須排水機場	西部 平須	高木 一浩
		新川	松田 治		新平須機場	新平須	桜井 勇
	結佐六角用水機場	結佐	島根 茂男		内沼排水機場	金江津内沼宮前	高橋 衛
		六角	岡野 繁男		神宮寺第一機場		
		手賀八千石用水機場	手賀組 新田		神宮寺第二機場	神宮寺	閑川 昭
	十余島南用水機場	八千石	平山 昇一		神宮寺第三機場		
		四ツ谷	木内 勇		谷中第一機場	谷 中	濱田 昭一
		曲渕	佐藤 千尋		谷中第二機場		
		押砂	堀越 市郎		尾島第1機場	尾島	大鳥居 徳男
	佐原組新田用水機場	佐原組 新田	椿 浩実		草場・尾島第二機場	草場尾島第二	湯本 広
大須賀用 水機場	分水工	上須田	坂本 正明	太田	伊崎水門	野田奈川干拓	
		下須田	黒田 幸二		伊崎西揚水機場		
		阿波崎	根本 三雄		新田機場	新田組合	平山 和人
		伊佐部	鳥羽 健		西の洲第1機場	西の洲	山田 茂
		四箇(須賀津東・甘田・阿波崎)	高須 邦友		西の洲第2機場		
		甘田南	平野 修		西の洲北揚水機場		
		釜井	永長 秀敏		西の洲北・弁天水門		
		幸田	鈴木 俊雄		野田奈機場	野田奈川干拓	山田 誠志
		中島	根本 憲一		浜田組合機場	浜田組合	高須 由郎
		水利調整員	大須賀系		浜田機場		
新利根川	分水工	水利調整員	太田系	北水路	須賀津用水機場		
		大須賀北部機場	大須賀北部		須賀津排水機場		
		東村西部 福田	渡辺 良一		須賀津水門		
		東村西部 市崎	山口 一元		馬渡用水機場		
		東村西部 町田	篠原 清		馬渡排水機場		
		東村西部 大沼	松本 正一		余津谷機場	余津谷	佃 裕次
		東大沼機場	東大沼		流作用水機場	流 作	島根 茂男
		清	坂本 旭	利根川	境島機場	境島	羽生 猛
		太田池	松田 彦一		八筋川開拓第1機場	八筋川開拓	稻木 之雄
		駒塚	小川 昌一		八筋川開拓第2機場		
		太田下	土肥 徳良		東六区八筋川用水機場		
		太田上	岡野 陽一		東六区八筋川排水機場	西代ト杭	坂本 泰助
太田金江津用 水機場	分水工	柴崎	松浦 規		西代用水機場	西代1、2	大戸 常男
		脇川用水機場	脇川		西代第2排水機場		
		橋向	根本 掌吉				
		清久島橋向用水機場	清久島				
		福田おてい	渡辺 良一				
		平須用水機場	西部 平須				
		分水工	大浦				
		十平用水機場	十三間戸				
		新橋用水機場	新橋				
		金江津用水機場	金江津内沼宮前				
金江津系	分水工	桑山新田	川上 晋				
		柳浦	椎塚 瑞男				
		新利根第一機場	新利根				
		篠田 孝					

「水の出が悪い」「漏水している」等の問い合わせについて地区のパイプライン、排水路は、地区管理委員会の管理となっております。
ご理解と、ご協力をお願いいたします。

新利根川土地改良区機構図

令和2年4月1日現在

総代会 78名

- ◆職員15名
- ◆嘱託 6名

理事会 17名

監事會 5名

用排水調整委員会

総務委員会

徴収対策委員会

【事務局】

職員 6名 嘱託 2名

総務課

滞納整理係

会計経理係

庶務係

賦課徴収係

職員 4名 嘱託 2名

工務課

事業調整係

調査設計係

職員 5名 嘱託 2名

管理課

保全整備係

施設係

事務局人事

◆新採用者(令和2年4月1日付)



○工務課
菅生 優輝



○管理課
石津 光一郎

◆退職者(令和2年3月31日付)

○総務課嘱託職員(元総務課長)

糸賀 良和

奉職より43年の永きにわたり、当改良区の運営及び事業の推進に多大なるご尽力をいただきました。心より感謝申し上げますとともに、今後のご活躍とご多幸をお祈り申し上げます。



よろしくお願いします。

組合員の皆様へ！お願ひ…

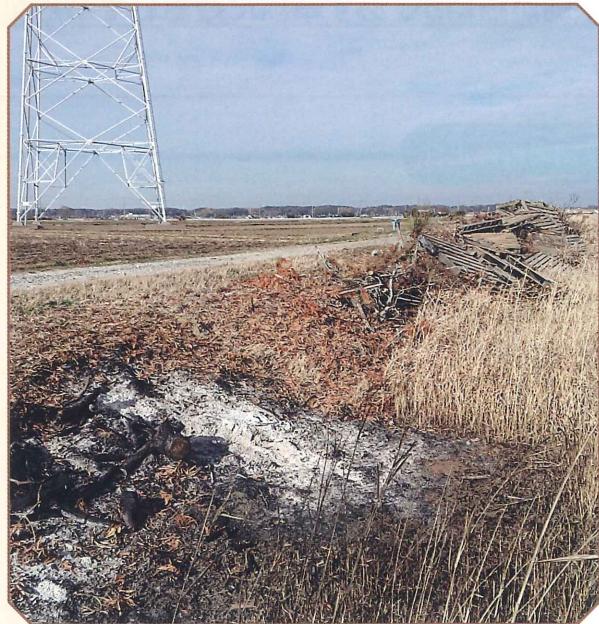
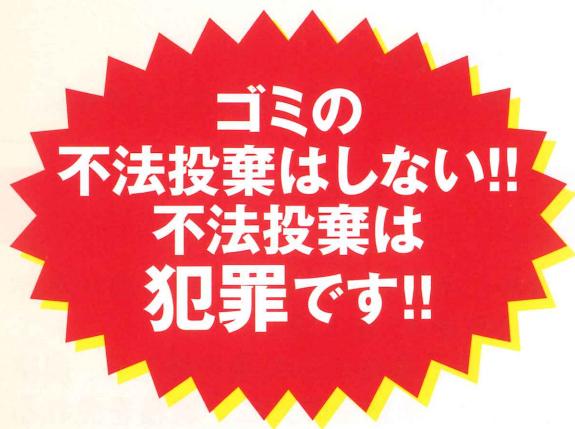
水路を守ろう！

◆不法投棄は犯罪です◆

個人の場合 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方の罰
法人の場合 3億円以下の罰金刑

組合員の皆様には、多面的機能支払い交付金等の活動で水路の清掃を行っていただいておりますが、未だに水路への不法投棄があります。また、廃材やモミガラを水路敷で燃やす等の行為も報告されております。これらのゴミは台風などの際に排水機場まで流され、土地改良区が処分しておりますが、その費用は貴重な賦課金から支出されます。

どうか皆様には、水路等の施設は共有の財産という認識をお守りいただき、不法投棄防止にご理解とご協力をお願いいたします。



このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員が亡くなられたとき。
- ◆住所の変更。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった
- ◆決済金の納付が必要です。

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆使用料が発生する場合があります。

組合員資格得喪通知書

口座振替の変更もお願いします。

農地転用届 地区除外申請書 施設使用承認書

他目的使用申請書 施設使用承認書

土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられています。

市町村や公共機関で手続きを行っても、土地改良区に届出が無ければ、資格等の変更はできません。

ご注意ください！【農地の売買や借入をするとき】

賦課金の未納がある農地を売買・借入等をすると、法律により新しい耕作者が未納金の支払い義務を負うことになります。(土地改良法第42条1項)

滞納があることを知らなかった場合でも、滞納がある農地の所有権を得たり、農業委員会を通して利用権設定を受けてしまうと、法律上、未納金の支払い義務を免れることができなくなってしまいますので、農地を購入したり、利用権の設定を受けるときは、その土地に土地改良区の賦課金等の未納が無いか、必ず事前に確認してから契約を締結するよう、ご注意下さい。

令和2年度 用水機場の休止日

毎週火曜日

5月 19日	6月 23日
5月 26日	6月 30日
6月 2日	7月 7日
6月 9日	7月 14日
6月 16日	

例年と違い火曜日のみとなっております。ご注意下さい。
引き続き電力量の削減と節水にご協力お願いします。

